

遊漁のルールとマナー

～海と川、魚との付き合い方～



水産庁

楽しい釣りを いつまでも続けていくために...

やんわりとしたポカポカ陽気の春の匂いを感じながら小川で乗っ込みのマブナを釣り、木々の新緑とせせらぎの音色が心地よい初夏にはオイカワを釣る。青空と白い雲の中にある夏の高い太陽の光が鈴なりになって釣られてくるマアジを輝かせ、さわやかな秋風の中でマハゼの小気味よい引きに魅了される。そして、ワカサギの白銀に輝く魚体を見れば冬の凜と張りつめた空気の緊張感も忘れ去ってしまう。

他にも9mの竿操るアユの友釣りや、仕掛けを5色も6色（1色25m）も投げるシロギス釣り、ルアーで狙えば1mオーバーのスズキや50kgオーバーのロウニンアジを釣ることなどに夢を馳せることもできてしまう。

このように、ここにあげた釣りはごくごく一部でしかないと言い切っても過言ではないほど日本には魚種ごとに実に様々な釣り方が存在しており、道具や釣り方も日々進化を続けています。

でも考えてみてください。私たちが楽しく、そしてロマンを持って釣りができるのは、豊かな自然やそこに棲む魚があってこそなのです。楽しい釣りがいつまでもできるよう、ルールとマナーを知って川や海や魚と付き合ってください。魚たちがいなくなってしまったら、私たちは釣りを楽しむことができなくなってしまうのですから。

遊漁の基本ルールとマナー

ルール編

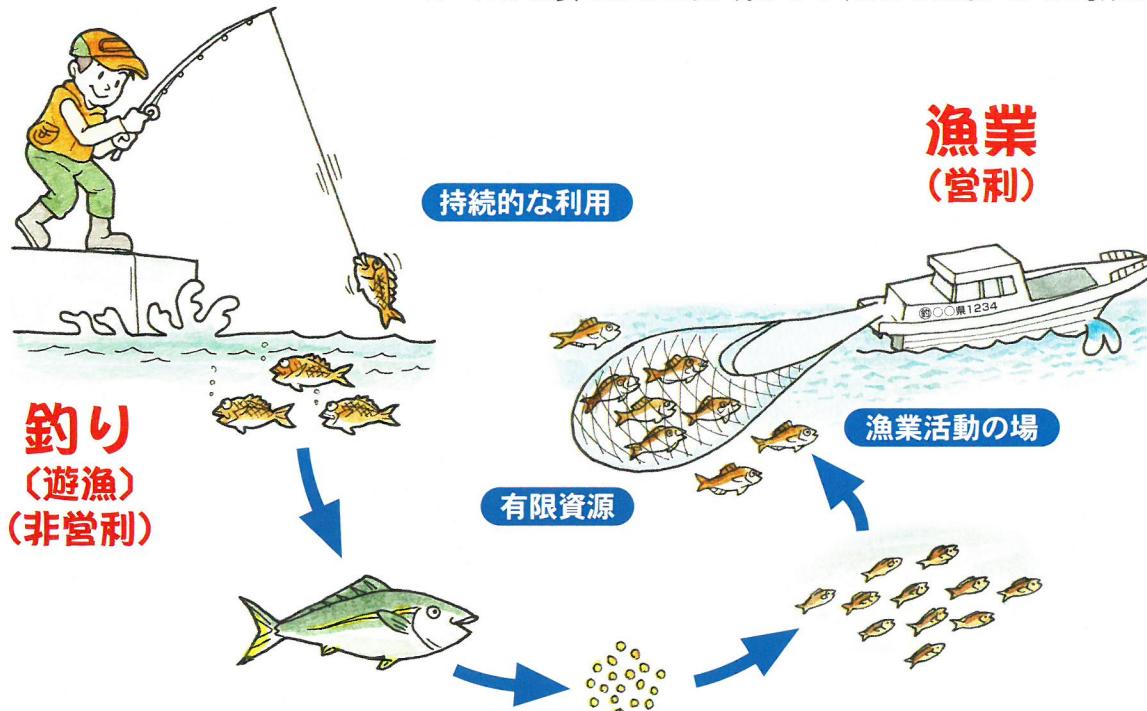
まず、なぜ釣りをするときにはルールが必要なのか考えてみましょう。

釣りとは、公共水面である海や川で自然的状態である水産動植物を採捕する行為の一つです。一方で、水産動植物は無限にあるわけではなく(有限資源)、人がたくさん捕り過ぎたりするといなくなってしまいます。水産動植物は大切な資源ですから、持続的に利用できるようにしなければならないのです。

釣りとは
こんな
性格を持つ
趣味です。

釣りと漁業は、水産動植物を採捕するという意味ではよく似た行為です。水産動植物は漁業者の生活の糧ですから、釣り人と漁業者の間でトラブルが起きないような仕組みが必要です。

このような釣りの持つ性格を知れば、おのずと釣りをするときにはルールが必要であることが分かってくるのではないかでしょうか。



それでは、釣りのルールにはどのようなものがあるか見てみましょう。

釣りに関するルールの中には、水産動植物の採捕に関する法制度が根拠となっているものがあります。

- アワビやサザエ等を採ると漁業権侵害という罪に問われる場合がありますので、漁業権が設定されているところではこのようなことはしないようにしましょう。（根拠法令：漁業法）
- 内水面において漁業権の対象となっている魚を釣る場合には、遊漁料、遊漁承認証、遊漁期間などが漁業権ごとに遊漁規則によって定められていますので、遊漁規則を守るようにしましょう。（根拠法令：漁業法）
- 爆発物、有毒物を使用して水産動植物を採捕してはいけません。（根拠法令：水産資源保護法）
- 内水面におけるサケの採捕は、増殖目的などの特別な場合を除いて禁止されています。（根拠法令：水産資源保護法、漁業調整規則）
- ブラックバスやブルーギルなど特定外来生物の移植は禁止されています。また、飼養や保管、運搬等を行うためには許可が必要です。（根拠法令：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

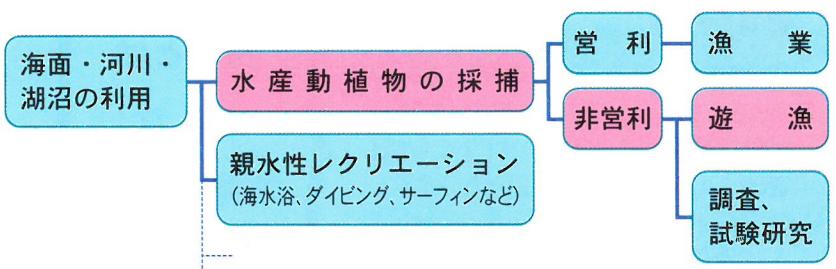
遊漁に関する法令等

魚釣りなど水産動植物の採捕は、自由に何でもできると思われがちですが、法律や都道府県の漁業調整規則等によって水産動植物を採捕する際に、使用できる漁具漁法、禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限、夜間の照明利用の禁止や制限など、様々な規制が決められています。

これらの規制は、魚など水産動植物の繁殖保護や、秩序ある漁場の利用のために定められているものです。

遊漁とは

営利を目的としないで水産動植物を採捕する行為のうち、調査や試験研究を除いたものです。具体的には、釣り、潮干狩り、磯場での生き物採集などが該当します。



漁業法

漁場の総合的な利用による漁業の発展を目的とする法律です。漁業権、漁業の許可、漁業調整委員会、遊漁規則等について規定しています。

漁業権に基づく漁業

漁業権とは一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利であり、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類があります。

*漁業権が設定されている水面であっても、他の漁業や遊漁ができなくなることはありませんが、次のような行為をすると漁業権侵害の罪に問われることがあります。



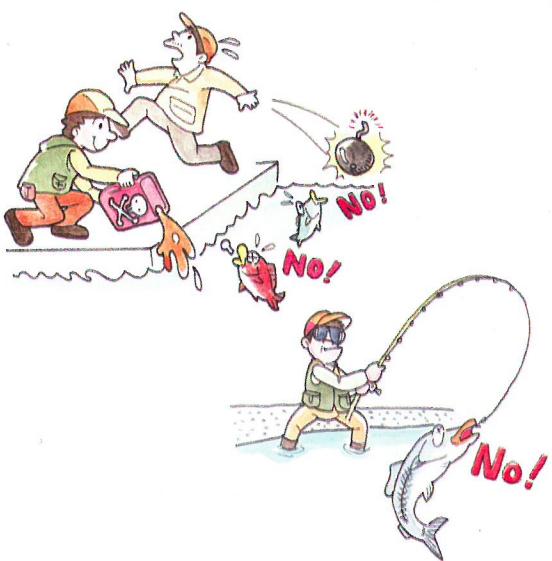
- 漁業権の対象となっている漁業の操業を妨害したり、漁場の価値を損なうようなことをした場合

- 採貝・採藻漁業等を行っている漁場内で、アワビ・サザエ等の貝類、ワカメ・コンブ等の海藻類、イセエビやタコ等の定着性の水産動物を組合員以外の者が採った場合

水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、その効果を維持することにより漁業の発展に寄与することを目的とする法律です。水産資源保護法では次のことが規定されています。

- 爆発物、有毒物を使用した水産動植物の採捕の禁止
- 内水面におけるサケの採捕(ただし、特別な場合を除く)
- 保護水面による水産動植物の保護培養



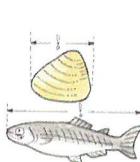
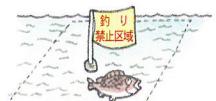
*保護水面とは、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のため必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定するものです。

漁業調整規則

漁業法及び水産資源保護法に基づき都道府県知事が定めており、当該都道府県の管轄する海面等で水産動植物を採捕する漁業者や遊漁者などに適用される規則です。海面で遊漁を行う場合、遊漁者にとって実質的な規制となるのがこの漁業調整規則になります。一般的に次のようなことが規定されています。

●遊漁者が使用可能な漁具・漁法

一般的に竿釣り、手釣り、たも網、徒手採捕などは認められていますが、トローリングや四つ手網などは一部地域を除いて認められていません。また、まき餌釣りの禁止や、火光等照明の使用を禁止している場合もあります。



●採捕できる大きさの規制

例えば、マダイ、コイ・フナ、ハマグリ等に大きさの規制を設けています。

●魚種ごとの採捕禁止期間

アユ等に採捕禁止期間が設けられています。

* 規制の内容は都道府県によって異なりますので、インターネットを利用したり都道府県の水産部局に聞いて詳細を確認してください。

海区漁業調整委員会等の指示

漁業者代表や学識経験者などで構成される海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会が、水産動植物の繁殖保護など漁業調整のために遊漁者を含む関係者に水産動植物の採捕等に関する指示であり、一般的に次のことが指示されます。

●漁具・漁法の制限、禁止区域、体長等の制限等

* 都道府県によって内容が異なりますので、インターネットを利用したり都道府県の水産部局に聞いて詳細を確認してください。



遊漁規則

第5種共同漁業権の免許を受けている内水面漁協は、その漁場内で組合員以外の者が行う漁業権対象魚種（アユ、コイ、ワカサギなど）の採捕（遊漁）に対しては、都道府県知事の認可を受けて遊漁規則を定め、一定の制限を行っています。

この遊漁規則には、遊漁料、遊漁承認証、遊漁期間等

が定められていますので、そのような水面において釣りをする場合は、遊漁規則を守って釣りをするようにしましょう。

なお、遊漁規則がない内水面での釣りは、内水面漁業調整規則により規定されることになります。

* 釣りをする河川・湖沼によって規制の内容が異なりますので、インターネットを利用したり都道府県の水産部局に聞いて詳細を確認してください。

遊漁船業の適正化に関する法律

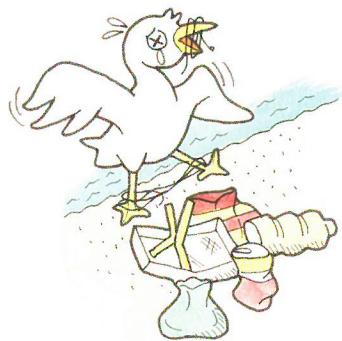
遊漁船業者は、法律に基づき都道府県知事の登録を受けなければなりません。登録を受けた遊漁船には登録番号（例：⑩〇〇県1234）が掲示されているので、必ず確認してください。登録を受けずに遊漁船業を営むことは違法であり、利用者がけがをした際などに備える損害賠償保険に加入していないおそれがあります。登録番号を掲げていない遊漁船は絶対に利用しないでください。



マナー編

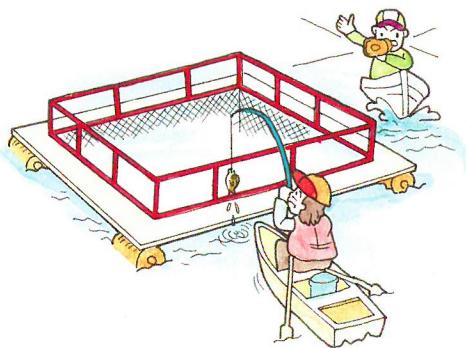
いつまでも楽しい釣りをするためには、釣りに関するマナーについても考える必要があります。釣りに関するマナーをいくつかあげますが、その他にどのようなマナーがあるか皆さんでも考えてみてください。

- 1 釣り場の自然環境を大切にすることを心掛けください。空き缶、ビニール袋、エサの残り、釣り針や釣り糸はポイ捨てにせず、必ず持ち帰りましょう。

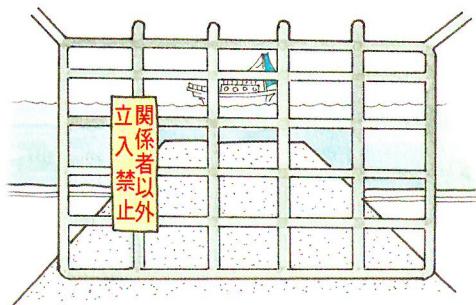


- 2 定置網や養殖いけすなどの漁業施設にボートを係留するのはやめましょう。また、港に置かれている漁具には近づかないようにしましょう。

- 3 定置網、養殖いけすなどの漁具、操業中の漁船の周囲では釣りをしないようにしましょう。

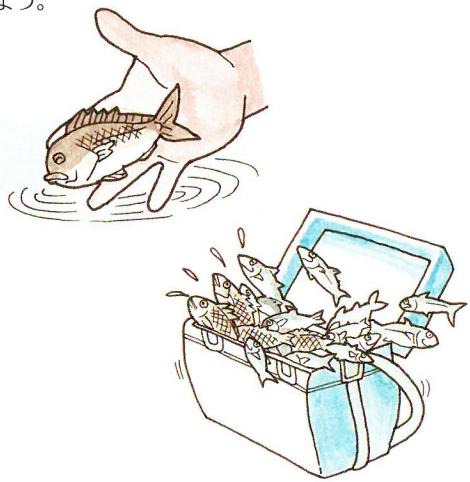


- 4 立ち入りが禁止されている場所には立ち入らないようにしましょう。



- 5 小さな魚はリリースし、資源の保護に努めましょう。

- 6 節度をわきまえ、必要以上に釣ることは避けましょう。



- 7 フグやヒトデなど目当て以外のものが釣れた場合には、陸に放置せず水に戻しましょう。



Topics

栽培漁業と遊漁

マダイ、ヒラメといった栽培漁業の主要対象魚種については、種苗放流の効果がある程度認識されるとともに、遊漁者によるこれらの魚種の採捕量が地域によっては無視できないレベルとなっていることが明らかになってきていることから、漁業者ばかりでなく、遊漁者も受益者として相応の負担をするべきとの議論が提起されています。

このような中、マダイなどの魚種を釣る遊漁者から『協力金』という形で任意にお金を集め、そのお金をマダイなどの種苗放流事業費に充てるといった試みが各地で行われています。

安全の確保編

安全が確保されなければ、楽しい釣りも楽しくなくなってしまいます。
釣りに行く前に釣りに関する安全の確保について考えてみましょう。

- 1** 釣行に当たっては慎重に余裕のある計画を立てましょう。
以下のサイトでは、リアルタイムで気象情報などを手に入れる
ことができます。

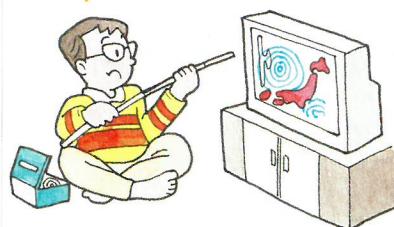
●沿岸域情報提供システム「MICS(ミックス)」(海上保安庁)

各地の風向・風速・潮汐の情報

【パソコン用】<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>
【スマートフォン版】 <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



低気圧が来ているから
また今度にするか……



●川の防災情報（国土交通省水管部・国土保全局）

全国各地の河川の水位、雨量レーダー等の情報

【パソコン用】<http://www.river.go.jp/>
【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

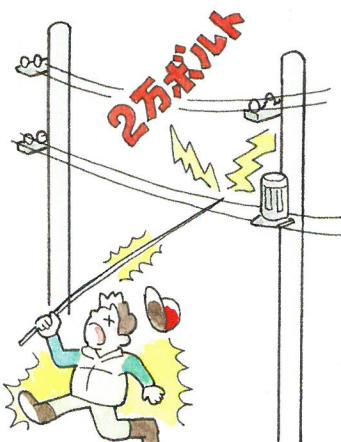


- 2** 1人よりも複数で釣りに行くようにしましょう。1人の場合は、家族に行き先や帰る時間を知らせましょう。

- 3** 投げ釣りやルアー釣りをする際は、周りに人がいないかよく確認しましょう。

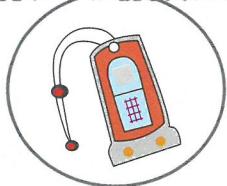
- 4** 感電や電線に釣り糸が引っ掛かるおそれがあるため、電線の近くでは釣り
をしないようにしましょう。

- 5** ボート釣りの際は、航行ルールを守りましょう。



- 6** 釣りをするときはライフジャケットを常時着用し、防水パック入り携帯電話などにより適切な連絡手段を確保
しましょう。事故・海難時には118番（海の緊急通報用電話番号）を有効に活用しましょう。

防水ケースに携帯入れた？



海のもじもは！



遊漁に係るお問い合わせ窓口

都道府県名	部課係名称	電話番号
北海道	水産林務部 水産局 漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ	011-204-5485
青森県	農林水産部 水産局 水産振興課 栽培・資源管理グループ	017-734-9594
岩手県	農林水産部 水産振興課 漁業調整担当	019-629-5806
宮城県	農林水産部 水産業振興課 漁業調整班	022-211-2932
秋田県	農林水産部 水産漁港課 漁業管理班	018-860-1893
山形県	庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課 漁業調整担当	0234-24-6046
福島県	農林水産部 水産課	024-521-7379
茨城県	農林水産部漁政課 調整・漁船グループ	029-301-4080
栃木県	農政部 生産振興課 水産担当	028-623-2351
群馬県	農政部 蚕糸園芸課 水産係	027-226-3095
埼玉県	農林部 生産振興課 内水面漁場管理委員会・水産担当	048-830-4151
千葉県	農林水産部 水産局水産課 漁業調整班	043-223-3042
東京都	産業労働局 農林水産部 水産課 漁業調整係	03-5320-4850
神奈川県	環境農政局 水・緑部 水産課 漁業調整・資源管理グループ	045-210-4551
新潟県	農林水産部 水産課 調整係	025-280-5313
富山県	農林水産部 水産漁港課 漁政係	076-444-3293
石川県	農林水産部 水産課 漁業管理グループ	076-225-1653
福井県	農林水産部 水産課 漁業管理グループ	0776-20-0435
山梨県	農政部 花き農水産課 水産担当	055-223-1614
長野県	農政部 園芸畜産課 水産係	026-235-7229
岐阜県	農政部 農政課 水産振興室	058-272-8455
静岡県	経済産業部 水産業局 水産資源課	054-221-2845
愛知県	農林水産部 水産課 漁業調整グループ	052-954-6460
三重県	農林水産部 水産資源課 漁業調整班	059-224-2588
滋賀県	農政水産部 水産課 漁政係	077-528-3872
京都府	農林水産部 水産課 漁政企画担当	075-414-4992
大阪府	環境農林水産部 水産課 指導・調整グループ	06-6210-9613
兵庫県	農政環境部 農林水産局 水産課 漁政班	078-362-3476
奈良県	農林部 農業水産振興課 水産担当	0742-27-7409
和歌山県	農林水産部 水産局 資源管理課 漁業調整班	073-441-3010
鳥取県	農林水産部 水産振興局 水産課 漁業調整担当	0857-26-7339
島根県	農林水産部 水産課 漁業管理グループ	0852-22-5315
岡山県	農林水産部 水産課 漁政班	086-226-7445
広島県	農林水産局 水産課 漁業調整グループ	082-513-3616
山口県	農林水産部 水産振興課 漁業調整取締班	083-933-3530
徳島県	農林水産部水産振興課漁業調整室 調整・漁船担当	088-621-2476
香川県	農政水産部 水産課 漁業調整グループ	087-832-3473
愛媛県	農林水産部 水産局 水産課 漁業調整係	089-912-2620
高知県	水産振興部 漁業管理課	088-821-4608
福岡県	農林水産部 水産局 漁業管理課 漁業調整担当	092-643-3556
佐賀県	農林水産振興本部 生産振興部 水産課 漁業調整担当	0952-25-7145
長崎県	水産部 資源管理課 漁業調整班	095-895-2825
熊本県	農林水産部 水産局 水産振興課 漁業調整班	096-333-2456
大分県	農林水産部 漁業管理課	097-506-3918
宮崎県	農政水産部 水産政策課 漁業・資源管理室	0985-26-7146
鹿児島県	商工労働水産部 水産振興課 漁業監理係	099-286-3439
沖縄県	農林水産部 水産課 漁業管理班	098-866-2300

*遊漁については、複数の部署が担当している場合がありますが、スペースの関係上、ここでは各都道府県の総括窓口を掲載しています。

各都道府県の遊漁のルール・マナーは、
水産庁のホームページからもご覧になれます。

水産庁



遊漁のルールとマナー ～海と川、魚との付き合い方～

平成28年1月

水産庁ホームページ 「遊漁の部屋」

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/index.html>

発行：水産庁資源管理部漁業調整課沿岸・遊漁室
TEL:03-3502-7768 FAX:03-3595-7332